

岡山県公報

発行
岡山県



目次

【告示】

○ 救急病院の指定

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の指定

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止

○ 保安林の指定施業要件の変更予定

○ 土砂災害警戒区域の指定の解除

【公告】

○ 落札者等の決定

○

○

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事

担当課（室）

医療推進課

健康推進課

障害福祉課

〃

〃

〃

〃

治山課

防災砂防課

〃

産業振興課

〃

〃

建築指導課

目次

の完了

【選挙管理委員会】

○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

担当課（室）

選挙管理委員会

平成29年3月14日 岡山県公報 第11871号

◎岡山県告示第百三十三号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院である。

平成二十九年三月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

名 称 渡辺病院

所在地 新見市高尾二二七八―一

名 称 真庭市国民健康保険湯原温泉病院

所在地 真庭市下湯原五六

名 称 総合病院津山第一病院

所在地 津山市中島四三八

二 有効期限

平成三十二年三月三十一日

附 則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百三十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十九年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

こころの健康 こうやまクリニック

津山市河辺九三一―八

平成二十九年三月十一日

◎岡山県告示第百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年三月十四日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
株式会社ダテ薬局メルカ店	玉野市宇野1-38-1	H29.1.1

◎岡山県告示第百三十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

平成二十九年三月十四日

岡山県知事 伊原 隆 太

1 病院, 診療所又は薬局

名称	所在地	廃止年月日
株式会社ダテ薬局メルカ店	玉野市宇野1-38-1	H28.12.31

2 指定訪問看護事業者等

名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	廃止年月日
医療法人平病院	和気郡和気町尺所438	えがとお訪問看護ステーションわけ	和気郡和気町日室171-1	H29.1.31

◎岡山県告示第百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

平成二十九年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	指定年月日
株式会社成和サポート	浅口郡里庄町里見6304-1	グレイサードピルス千寿館	笠岡市美の浜27-14	H29.1.1

◎岡山県告示第百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための介護予防を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

平成二十九年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	指定年月日
株式会社成和サポート	浅口郡里庄町里見6304-1	グレイサードピルス千寿館	笠岡市美の浜27-14	H29.1.1

◎岡山県告示第百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成二十九年三月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅介護事業者	株式会社ダラ薬局	玉野市築港1-11-19	株式会社ダラ薬局メルカ店	玉野市宇野1-38-1	H28.12.31
介護予防事業者	株式会社ダラ薬局	玉野市築港1-11-19	株式会社ダラ薬局メルカ店	玉野市宇野1-38-1	H28.12.31
居宅介護事業者	医療法人平病院	和気郡和気町尺所438	えがお訪問看護ステーションかわけ	和気郡和気町日室171-1	H29.1.31
介護予防事業者	医療法人平病院	和気郡和気町尺所438	えがお訪問看護ステーションかわけ	和気郡和気町日室171-1	H29.1.31

◎岡山県告示第四百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年三月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉敷市広江一丁目一七八、一七九の一、一八〇の一

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、関係書類を岡山県庁及び倉敷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

平成29年3月14日 岡山県公報 第11871号

◎岡山県告示第四百十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、岡山市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

平成二十九年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
二〇一 K 檜津〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 檜津〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 灘崎町奥迫川〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 灘崎町奥迫川〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 灘崎町奥迫川〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 灘崎町片岡〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 灘崎町片岡〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 灘崎町宗津〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 灘崎町宗津〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 灘崎町宗津〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 灘崎町迫川〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 灘崎町彦崎〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 灘崎町彦崎〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 灘崎町彦崎〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 D 灘崎町植松〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一 D 灘崎町植松〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一 D 灘崎町植松〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一 D 灘崎町川張〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一 D 灘崎町川張〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一 D 灘崎町宗津〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一 D 灘崎町宗津〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一 D 灘崎町迫川〇〇一	土石流	次の図のとおり

平成29年3月14日 岡山県公報 第11871号

二〇一D 灘崎町迫川〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町迫川〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町迫川〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町迫川〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町迫川〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町彦崎〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町彦崎〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町彦崎〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町彦崎〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町彦崎〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町彦崎〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町彦崎〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町彦崎〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町彦崎〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町彦崎〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町彦崎〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町奥迫川〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町奥迫川〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町奥迫川〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町奥迫川〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町奥迫川〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町奥迫川〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町奥迫川〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町奥迫川〇一四	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町奥迫川〇一五	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成29年3月14日 岡山県公報 第11871号

◎岡山県告示第四百十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、岡山市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域

箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定の区域
二〇一K檜津〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K檜津〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K灘崎町奥迫川〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K灘崎町奥迫川〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K灘崎町奥迫川〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K灘崎町片岡〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K灘崎町片岡〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K灘崎町宗津〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K灘崎町宗津〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K灘崎町宗津〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K灘崎町迫川〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K灘崎町彦崎〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K灘崎町彦崎〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K灘崎町彦崎〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一D灘崎町植松〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D灘崎町植松〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D灘崎町植松〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D灘崎町川張〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D灘崎町川張〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D灘崎町宗津〇〇一	土石流	次の図のとおり

平成29年3月14日 岡山県公報 第11871号

二 土砂災害特別警戒区域

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域及び法 第九条第二項括弧 書に規定する土砂 災害警戒区域等に おける土砂災害防
二〇一D灘崎町宗津〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D灘崎町迫川〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D灘崎町迫川〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D灘崎町迫川〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D灘崎町迫川〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D灘崎町迫川〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D灘崎町彦崎〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D灘崎町彦崎〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D灘崎町彦崎〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D灘崎町彦崎〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D灘崎町彦崎〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D灘崎町彦崎〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D灘崎町彦崎〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D灘崎町彦崎〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇一D灘崎町奥迫川〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D灘崎町奥迫川〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D灘崎町奥迫川〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D灘崎町奥迫川〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D灘崎町奥迫川〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D灘崎町奥迫川〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D灘崎町奥迫川〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇一D灘崎町奥迫川〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D灘崎町奥迫川〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇一D灘崎町奥迫川〇一四	土石流	次の図のとおり
二〇一D灘崎町奥迫川〇一五	土石流	次の図のとおり

指定の区域及び法
第九条第二項括弧
書に規定する土砂
災害警戒区域等に
おける土砂災害防

平成29年3月14日 岡山県公報 第11871号

二〇一K檜津〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K檜津〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K灘崎町奥迫川〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K灘崎町奥迫川〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K灘崎町奥迫川〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K灘崎町片岡〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K灘崎町片岡〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K灘崎町宗津〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K灘崎町宗津〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K灘崎町宗津〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K灘崎町彦崎〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K灘崎町彦崎〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K灘崎町彦崎〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一D灘崎町植松〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D灘崎町植松〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D灘崎町植松〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D灘崎町川張〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D灘崎町川張〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D灘崎町宗津〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D灘崎町宗津〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D灘崎町迫川〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D灘崎町迫川〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D灘崎町迫川〇〇四	土石流	次の図のとおり

止対策の推進に関する法律施行令
(平成十三年政令
第八十四号)で定
める衝撃に関する
事項

平成29年3月14日 岡山県公報 第11871号

二〇一D 灘崎町奥迫川〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町迫川〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町彦崎〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町彦崎〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町彦崎〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町彦崎〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町彦崎〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町彦崎〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町彦崎〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町彦崎〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町彦崎〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町奥迫川〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町奥迫川〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町奥迫川〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町奥迫川〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町奥迫川〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町奥迫川〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町奥迫川〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町奥迫川〇一四	土石流	次の図のとおり
二〇一D 灘崎町奥迫川〇一五	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成29年3月14日 岡山県公報 第11871号

〔七八〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十九年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 借入件名及び数量

電界放出形走査電子顕微鏡 一式

二 借入期間

平成二十九年三月一日から平成三十四年二月二十八日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県工業技術センター総務課

岡山市北区芳賀五三〇一番地

四 落札者を決定した日

平成二十九年一月二十日

五 落札者の氏名及び住所

NTTファイナンス株式会社

広島県広島市中区立町二番二七号

六 落札金額

一月当たり一、〇一二、五〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額七五、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十八年十二月六日

平成29年3月14日 岡山県公報 第11871号

〔七九〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十九年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 借入件名及び数量

DTPシステム情報端末 一式

二 借入期間

平成二十九年三月一日から平成三十四年二月二十八日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県工業技術センター総務課

岡山市北区芳賀五三〇一番地

四 落札者を決定した日

平成二十九年二月三日

五 落札者の氏名及び住所

NTTファイナンス株式会社

広島県広島市中区立町二番二七号

六 落札金額

一月当たり四九六、四五四円（うち消費税額及び地方消費税の額三六、七七四円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十八年十二月二十日

平成29年3月14日 岡山県公報 第11871号

〔八〇〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十九年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 借入件名及び数量

恒温槽付万能材料試験機 一式

二 借入期間

平成二十九年三月一日から平成三十四年二月二十八日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県工業技術センター総務課

岡山市北区芳賀五三〇一番地

四 落札者を決定した日

平成二十九年二月三日

五 落札者の氏名及び住所

NTTファイナンス株式会社

広島県広島市中区立町二番二七号

六 落札金額

一月当たり五八九、三五六円（うち消費税額及び地方消費税の額四三、六五六円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十八年十二月二十日

平成29年3月14日 岡山県公報 第11871号

〔八一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字大沢四五二八、四五二九一、四五三二一、四五三二二

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市南区山田一〇五五―四

赤帽岡山県軽自動車運送協同組合

理事長 大西 竜市

三 許可番号

岡山県指令建指第二九三号

◎岡山県選管告示第十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十九年三月十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、九四三
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二九九、六四三
- 三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

岡山市北区・加賀郡	選挙区	八四、〇〇九	数
高梁市	選挙区	九、一五五	数

平成29年3月14日 岡山県公報 第11871号

総社市	井原市・小田郡	笠岡市	玉野市	勝田郡・津山市・苦田郡	倉敷市・都窪郡	岡山市南区	岡山市東区	岡山市中区
一八、五一四	一五、九五九	一四、四三八	一七、六三四	三七、〇六一	一三四、二九六	四六、四三六	二六、七〇九	三九、六五三
	久米郡	浅口市・浅口郡	美作市・英田郡	真庭市・真庭郡	赤磐市	瀬戸内市	備前市・和气郡	新見市
	五、七六二	一三、一〇一	八、六六五	一三、六六四	一二、三三九	一〇、六八四	一四、五〇一	八、八四三